

公告第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）第2条で準用する二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第103条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和5年3月7日

安達地方広域行政組合管理者 三保恵一

1	契約方法	制限付一般競争入札
2	件名	し尿処理施設用薬品購入
3	納入場所	福島県二本松市上竹二丁目172番地 あだたら環境共生センター
4	種別	物品調達等 【種目】工業用薬品
5	概要	<p>① 高分子凝集剤 予定数量： 5, 400kg</p> <p>② ポリ硫酸第二鉄 予定数量：120, 000kg</p> <p>③ 苛性ソーダ 予定数量： 90, 000kg</p> <p>④ 液相用活性炭 予定数量： 5, 200kg</p> <p>⑤ 気相用活性炭（低濃度） 予定数量： 3, 500kg</p> <p>⑥ メタノール 予定数量： 42, 000kg</p> <p>※詳細は閲覧資料による。</p>
6	納入期間	着手 契約締結日の翌日 完了 令和6年3月31日
7	担当職員	あだたら環境共生センター 主任主事 橋本 浩平
8	予定価格	事後公表とする。
9	低入札価格調査 執行時の基準価格	設定しない。
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、開札時点において(1)から(4)に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	(1) 法令関係	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
	(2) 登録内容	本組合の令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品調達等 種目：工業用薬品）に登載されていること。
	(3) 資格制限措置	安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領に基づく制限措置期間中でないこと。
(4) その他	(1) 所在地区分は管内、準管内もしくは県内であること。 (2) 過去2カ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。	
11	入札参加申込手続	
	(1) 提出書類	・物品調達等（薬品）等制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ・宣誓書（指定様式） ・入札希望薬品の製品規格書又は製品仕様書 ・資格要件(4)で定める受注実績及び履行を証明する書面（写）
		(2) 提出方法

	(3) 提出先	〒964-0912 福島県二本松市上竹二丁目172番地 安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター TEL: 0243-22-0958 FAX: 0243-22-2123
	(4) 申込受付期間	令和5年3月22日(水) 午前8時30分から 令和5年3月24日(金) 午後5時00分まで (毎日午前9時から午後5時)
12	仕様書等の閲覧及び現場説明	
	(1) 場所	安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター
	(2) 期間	令和5年3月7日(火) から令和5年3月16日(木) まで (土日を除く毎日午前9時から午後5時) (現場確認については、事前に担当職員の確認を得ること。)
13	仕様書内容に関する質問	
	(1) 方法	本業務に関する質問は、指定の様式によりFAX又は電子メールで送信すること。 なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(2) 送信先	安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター TEL: 0243-22-0958 FAX: 0243-22-2123 E-mail: adatara-kankyo@adachikouiki.lg.jp
	(3) 期限	令和5年3月17日(金) 午後5時まで
	(4) 回答予定日	令和5年3月20日(月)
	(5) 回答方法	上記期日までに質問者に対してFAXで回答するとともに、組合ホームページに掲載する。
14	入札方法等	
	(1) 入札の形式	(1) 会場持参方式による入札 (当該公告に記載された入札期日までに入札場所へ集合すること。) (2) 入札書及び封筒は、1品目に対し1枚提出することとし、入札件名、薬品名を表記すること。 (3) 委任状は、入札希望薬品が複数の場合でも「し尿処理用薬品購入」1件として提出すること。
	(2) 提出書類	・入札書 ・委任状(指定の様式で代理人を立てる場合のみ提出)
15	入札日時等	
	(1) 日時	令和5年4月4日(火) 午前10時30分(薬品名ごとに執行)
	(2) 場所	安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター 2階 大会議室
16	入札回数	3回を限度とする。
17	入札保証金	免除とする。 ただし、落札者決定後契約締結をしない場合には、落札者に対して落札金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の100分の5に相当する額の納付を求める。
18	入札書の記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か非課税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(1kg当たりの単価)を入札書に記載すること。
19	落札者の決定	予定価格以下の最低価格入札者を落札者とする。

20	入札の無効	安達地方広域行政組合競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
		(1) 10項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札
		(2) 入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札
		(3) 見積内訳書の提出を求めている入札で、内訳書の記載内容が非常に簡略（種別ごとの計算過程がなく「一式」表記のみであるもの）であり内訳書の意義をなしていないと判断できる入札
		(4) その他、各様式記載例に記載のある注意事項又は当組合において特に指定した事項に違反した入札
21	契約事項	安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）及び安達地方広域行政組合物品購入契約約款（平成23年安達地方広域行政組合告示第9号）に基づき契約を締結する。
22	契約確定の時期	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が記名押印したときに確定する。
23	契約保証金	契約を締結しようとする者は、安達地方広域行政組合財務規則（昭和47年安達地方広域行政組合規則第9号）第2条で準用する二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第88条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、若しくは同規則第156条第1項各号に規定する有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社を言う。）の保証に係る証書を提供すること。なお、契約保証金の減免については、同規則第90条の規定に基づくものとする。
24	前払金の支払	無
25	その他	(1) 当組合指定様式は、当組合ホームページ「インフォメーション→各種様式→入札関係様式→入札・契約関係様式一覧ダウンロード」から取得すること。
		(2) 当該入札公告に記載する内容のほか、当組合の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。